

長崎市監査公表第11号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年8月30日

長崎市監査委員	西	本	徳	明
同	三	谷	利	博
同	吉	原		孝
同	山	本	信	幸

令和5年度

監査報告

財務監査(工事監査)

〔前期〕

理	財	部
環	境	部
水	産	農
ま	ち	づ
建	築	部
東	総	合
南	総	合
北	総	合

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

理 財 部 (契約検査課、検査指導室)

環 境 部 (環境整備課、東工場)

水 産 農 林 部 (水産振興課、農林振興課)

まちづくり部 (都市計画課、長崎駅周辺整備室、東長崎土地区画整理事務所)

建 築 部 (建築課、設備課)

東総合事務所 (地域整備課)

南総合事務所 (地域整備課)

北総合事務所 (地域整備課)

今回の監査は、令和4年3月から令和5年2月までに発注したもののうち、次の工事10件と業務委託4件を抽出した。

工 事 (10件)

	件 名	所 管 名
1	三京クリーンランド排水処理施設回転円板装置整備工事	環境整備課
2	東工場ごみ焼却設備及び付帯設備整備工事	東工場
3	為石漁港ほか浚渫及び災害復旧工事	水産振興課
4	林道新戸町線道路改良工事	農林振興課
5	長浦町浮棧橋改良工事	都市計画課
6	長崎駅東口キャノピー・ロングルーフほか建設主体工事	建築課
7	旧クリーンセンター内部改修電気工事	設備課
8	長崎市消防局・中央消防署空調設備改修工事	設備課
9	市道伊王島循環線道路改良工事【余任】	南総合事務所地域整備課
10	市道上黒崎線道路改良工事【余任】	北総合事務所地域整備課

業務委託 (4件)

	件 名	所 管 名
1	(都)長崎駅東通り線道路ほか設計業務委託	長崎駅周辺整備室
2	都市計画道路東長崎縦貫線(清藤地区)河川改修測量設計業務委託	東長崎土地区画整理事務所
3	西町小学校校舎等改築に伴う基本・実施設計業務委託	建築課
4	市道戸石町12号線地質調査及び詳細設計業務委託	東総合事務所地域整備課

第3 監査の期間

令和5年4月3日から 令和5年8月22日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計 画 事前協議及び諸手続
- (2) 設 計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積 算 積算基準の運用
- (4) 契 約 契約手続
- (5) 施 工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検 査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 官公庁等への届出、登録、許可の手続は適切に行われているか
- (3) 下請契約等を適切に締結しているか
- (4) 現場の安全管理及び工程管理について、適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、その他の事項については、改善に向けた取組みを求めた。

指 摘 事 項

水産農林部

1 林道新戸町線道路改良工事

[農林振興課]

- (1) 受注者は、ロープ高所作業に関する業務に就かせる際に、労働安全衛生規則に基づく安全のための特別教育を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。
- (2) 受注者は、バックホウによる作業の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。

まちづくり部

1 都市計画道路東長崎縦貫線(清藤地区)

[東長崎土地区画整理事務所]

河川改修測量設計業務委託

- (1) 受注者は、道路での測量作業において、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

建築部

1 長崎市消防局・中央消防署空調設備改修工事

[設備課]

- (1) 受注者は、大気汚染防止法に基づく「建築物等の解体等の作業に関するお知らせに関する看板」を掲示していなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

南総合事務所

1 市道伊王島循環線道路改良工事【余任】

[地域整備課]

- (1) 受注者は、コンクリートブレーカーを使用した構造物取壊工において、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。